



会員番号(No.48447):上山 由美子氏 撮影

特集

「シームレス」を担うその日まで 私たちの挑戦は続く

～西湘支部と湘南西支部の10周年記念事業報告～

……………p.2-3

- 社会福祉士の資質向上研修 …………… p.4
- 公益社団法人10周年記念講座 …………… p.5
- 第11回 社会福祉士とわたし …………… p.6
- 2023 (令和5) 年度 理事会報告 …………… p.7
- 公開講座・研修情報 …………… p.8



「シームレス」を担うその日まで私た ～西湘支部と湘南西支部の10周年記念

子どもたちの笑顔のために大人ができること

西湘支部



7月30日に小田原三の丸ホールで開催された「神奈川県社会福祉士会10周年記念事業」は、社会福祉士を含む県民を対象に、第一部では一般社団法人ジェイスの臨床心理士・武田信子氏を講師にお迎えし「社会的マルトリートメントとやりすぎ教育」をテーマに、子育て環境が厳しくなった地域での子育て、社会を変えていく、価値観を変えていく、大人が笑顔でいることが子どもの笑顔に繋がるといふ武田氏から子どもを取り巻く大人や社会福祉士への期待を込めたエールを交えた講演を、第二部では武田氏に加えて、小田原短期大学を卒業後、非常勤保育士の傍ら東京未来大学の学生でもあり、5人のお子さんを育てるタレント・つるの剛士氏、前神奈川県福祉子どもみらい局子ども家庭課長の長谷川愉氏をゲストに迎え、西湘地域で



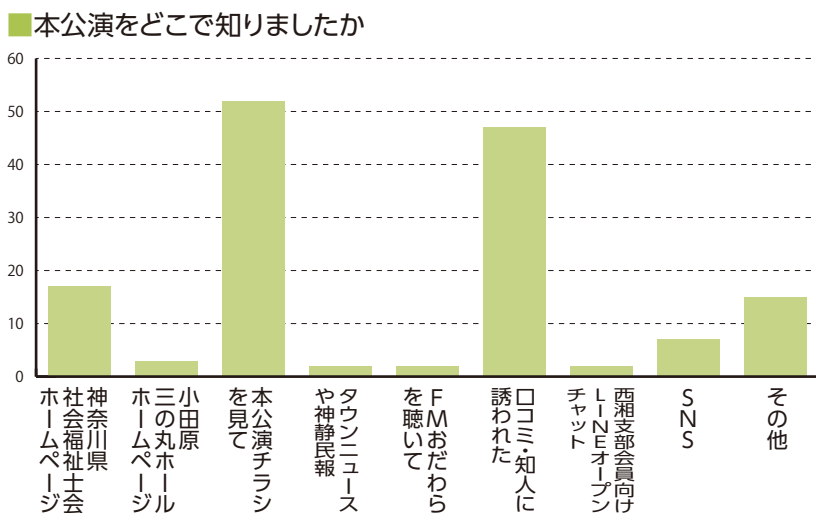
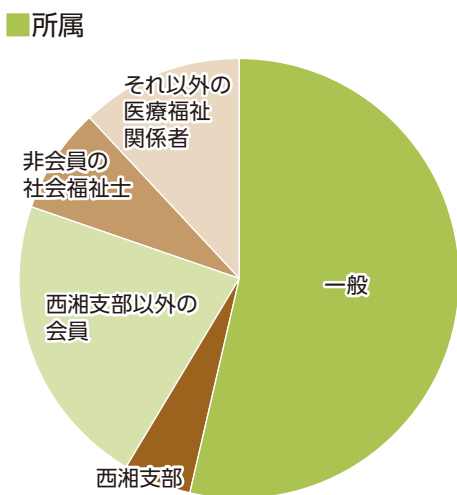
プレイパーク・みんなの居場所「まんま遊〜と」を運営する社会福祉士の山崎由恵氏がコーディネーターを務めました。

長谷川氏からは、児童虐待実績の数値をグラフにより可視化して報告を、つるの氏は芸能界で初めて育児休暇を取得したイクメンパパとして、子育て経験や活動報告をお話頂き、山崎氏は子どもの居場所づくりの視点から活発な意見交換がなされました。

他支部からの応援スタッフ、小田原短期大学・相模女子大学の学生ボランティア、非会員社会福祉士、手話通訳者等、合計66名の運営スタッフにお手伝い頂き、来場者と合わせて520名と西湘支部過去最大規模の初めての試みは、いくつかの課題もありましたが、無事大盛況のうちに幕を閉じました。

この場を借りて、関係者の皆様に御礼申し上げます。

文責：西湘支部 支部長 重本晴賀



※アンケート回収率：41.3% (男性23.9%、女性75.6%、その他0.5%)

ちの挑戦は続く

事業報告～

社会福祉士は、幅広い対象層の個別支援を担う他、関係機関や地域連携等幅広い知識と技術をもつ専門職であり、4月号では川崎支部、7月号では横浜、湘南東、湘南西の研修報告をさせて頂き、様々な対象層の相談支援を担うために必要な視点をご紹介しました。

本年度は、公益社団法人化10周年でもあり、西湘支部と湘南西支部では大規模な県民講座を開催したので、紹介させていただきます。

平塚市における農福連携フォーラム ～農福連携の課題と展望～

湘南西支部



公益社団法人化10周年記念事業として9月23日に「ひらしん平塚文化芸術ホール多目的ホール」にて「平塚市における農福連携フォーラム～農福連携の課題と展望～」を開催いたしました。

田中副会長からのご挨拶に続いて、基調講演として東海大学の濱田健司教授をオンライン講師にお招きし農福連携の取り組みと広がりについてご講義いただきました。

「農福連携」は、厚生労働省と農林水産省が、共同施策として推進しています。「農業」は、農業者の高齢化にともない、人手不足で労働力が必要で、さらに後継者不足や耕作放棄地の拡大も課題となっています。一方で「障害(福祉)」を持つ方々の仕事は

まだまだ不足している現状があります。その両者をマッチングすることによって、農業・障害者(福祉)の双方に様々なメリットが生まれている様子を全国各地の取り組み事例をもとにお話しいただきました。

第2部では、平塚市内で農福連携に取り組む農業経営者、福祉施設関係者、農福連携コーディネーターの方たちにご登壇いただき、それぞれの取り組み状況や課題、今後に向けての展望について報告していただきました。

平塚市では、NPO法人湘南NPOサポートセンターが中心となり、農福連携を行っています。就労支援B型事業所(以下事業所)と農家が連携している2事例を取り上げました。どちらも、事業所内での作業です。職員が農家から農作物を預かってきて、下葉の処理や、農作物を束ねたり、袋詰めなどの作業をしています。その方の障害に応じた作業内容と、取り組みやすい方法を研究していくことで、少しずつ作業効率も上がり、作業量が増える事で、自信が付き、仕事にやりがいを感じるようになってきているとの事です。

企業からの請負の仕事に比べ、天候にも左右されますが、農作業であれば、仕事は毎日あります。作業に関しては、何種類かの野菜を組み合わせる年間の作業を確保するか、農業の仕事と他の仕事を組み合わせ、年間の仕事量を絶やさないように工夫するのの一つだと思いました。最初は時間がかかるかもしれませんが、事業所の稼働時間内で行える作業量から始めて、同じ作業を繰り返す事で、仕事の成果も上がっていくので、同じ時間でできる仕事量は着実に増えていくとのことでした。

多くのご参加をいただき盛会のうちに終えることが出来ました。運営に携わっていただいた支部会員及び関係団体、会場スタッフの皆様に改めて感謝申し上げます。

文責:湘南西支部 支部長 和田貴子



今後も公益社団法人として、県内の社会福祉増進と県民の生活向上に寄与する県民講座を企画運営して参ります。

社会福祉士の資質向上研修

報告：生活困窮者支援ネットワーク委員会

『今を生きる子ども・若者が直面する心理的困難について～自殺予防教育・ひきこもり支援を中心に～』の講座を、2023年8月19日(土)13:20～16:00にビジョンセンター横浜405号室にて開催しました。

3年間にわたる新型コロナウイルスの感染大流行によって、私たちの社会は様変わりしました。特に生活に困窮した世帯が増え、子どもや若者の自殺や自殺未遂、引きこもりなどが増えたと言われていいます。コロナ感染が落ち着いたとしても一度壊れてしまった支援体制を整備し直すには大変な努力が必要です。私たち社会福祉士は福祉の環境づくりをすることも大切な仕事だと思っております。そこで、コロナ禍で傷ついた人々、特に若者や引きこもりの方々の支援方法を学ぼうと講座を企画しました。

講師：東京未来大学 こども心理学部 教授 須田 誠 氏
参加者：会場参加者20名、オンライン参加者49名 合計69名。
前半：講演
後半：事例検討(意見交換・質疑応答を含む)などを行いました。

参加者アンケートからは、

「内容がとても濃く、多角的な視点から分かりやすく伝えていただき非常に良い研修でした」、「講師の先生の人となりも魅力的でした」など賛同が多く、須田先生の講座を再度希望する方が大勢いらっしゃいました。またの機会があれば須田講師にぜひ講座をお願いしたいと思っています。

これからも、人々の生活がより良くなる為の講座を開催していきたいと思っております。

今後、委員会では、公益社団法人10周年記念として2つのイベントを企画しております。皆様ぜひご参加下さい。

1	12月10日(日) 9:40～14:20 〈会場〉横浜	重層的支援体制整備事業について
2	1月14日(日) 12:30～16:00 〈会場〉伊勢原市民文化会館	障害者の地域共生社会実現をめざして ～社会福祉士にできること～



公益社団法人10周年記念講座

報告：子ども家庭支援委員会

『困難な問題を抱える女性への支援について』の講座を、2023年9月9日(土) 12:20~16:30にビジョンセンター横浜307号室にて開催しました。

長いことコロナウイルス感染予防の為、オンラインばかりの講座が続いていましたが、ようやく沢山の方を集めての対面式とオンラインの良さを併用して開催することが出来ました。

2024(令和6)年4月1日施行に向けて、社会福祉法の中に女性福祉法構築をめざした『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』が制定されました。私たち社会福祉士は、専門職として新しい法律が施行される前に常に研鑽し、そして施行後は実践の中からどこに問題があるかを考え、国に提言していくことが私たちの職責であると考えています。特に女性について限定される法律は我が国初めてになりますので、広く県民に知って頂こうと、神奈川県の後援をいただきました。

.....
〈講師〉

1. 厚生労働省総務課 女性支援室 女性支援室長 野中 祥子 氏
2. お茶の水女子大学 名誉教授 戒能 民江 氏
3. 元さつき寮長 栗原 ちゆき 氏

参加者：会場参加者59名、オンライン参加者105名 合計164名
.....

この法律に関する講座では、私たちが開催したものが我が国初となったことは大変意義深いと思っています。

会場には県外からの参加者も9名ほどおり、またオンラインでは海外を含め長崎から東北まで34名の参加があった事から、関心の高さがうかがえました。そして、この法律を制定するまでの長い活動の道のお聞きしながら、『よくぞ途中で諦めず、ここまで引っ張ってきて下さった!』ことに、多くの方から感謝の言葉が溢れました。この講座を開催した主催者として感慨深い思いでおります。

これから施行に向けてどのようになって行くか、子ども家庭支援委員会として注視していくことが必要だと思っています。

これからも、子どもの成長と家庭を見守るために数々の講座を開催しながら、会員の皆様と一緒に学んで行きたいと思えます。



第11回

社会福祉士とわたし



△▽△▽△▽△▽△ 横浜支部 港北保護区保護司 太幡 慶治さん

●保護司への道

東京に近い県東部は住み替えが活発であり、住民が定住して地域自治に参加する雰囲気はほぼない。昭和年代に100パーセントを誇った地域自治会加入率は低下し続け、伴い自治会予算も役員数も縮小の一途である。地域と全く繋がりを持たず定住しない住民が多数を占めるのが、都市部の現状である。そんな地域を歩いてみると、スーパーマーケットの閉店時間近くの割引品を目当てに集まる独居老人の姿が見え、母親の怒鳴る声と子供の泣き声が聞こえ、コンビニ駐車場には私服の中高生が屯する。私たち保護司も対象者も、同じ地区に住む。隣地区のケアプラザに勤める社会福祉士が、仕事ぶりを見た民生委員児童委員に仲間にならないかと誘われ、民生委員児童委員となった。誠実な彼は、独居老人に声をかけ、児童委員として泣き声が止まない部屋の母親の困りごとを聴くなど地域で活躍して、明るく雰囲気にしていった。ソーシャルワーカーの良いイメージを地域に広げたが、住み替えてS区に去った。S区でも民生委員として継続して活躍している時に、保護司に声をかけられ保護司仲間となった。地域住民は、転居しても伝わる地域活動実績や生活行動を見ていて、“人格および行動について社会的人望を有する”“職務の遂行に熱意及び時間的余裕を有する”“生活が安定している”“健康で活動力を有している”の4条件を満たすと認めて、本人の意向を聴き、保護司候補者を探している地区保護司会に伝える。保護司会では、面接で4条件を満たし、欠格3条項に当たらない人物であることを確認して、保護観察所を通して法務大臣に推薦する。法務大臣からの委嘱状を保護観察所受け、研修後から保護司としての仕事が始まるというのが一般的な流れである。私は委嘱状を受けた1週間後には、刑務所に入っている対象者の引受人と面接をしていた。協働した保護観察官が社会福祉士であり、生活調整が円滑だった。だから、社会福祉士の専門的連携が活かせる民生委員児童委員、保護司は県社会福祉士会員の社会貢献の場として最適の場と考える。保護司になると役割で、対象者と面接を行う”生活環境調整担当保護司”、犯罪被害者に寄り添い支援する”被害者担当保護司”、保護観察所長に指名され更生保護サポートセンターに交代で駐在し、研修を企画運営、連絡調整、協力雇用主を開拓調整する保護司を支援、事務をする企画調整保護司となる。

保護司とは

- 地域住民や事業者等より推薦されていることと、生活行動が、保護観察所から確認された保護観察、生活環境の改善、犯罪予防活動等を要する。
- 犯罪防止の役割を担う。犯罪防止の役割を担う。犯罪防止の役割を担う。犯罪防止の役割を担う。

保護司の活動は

生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が、保護観察所から確認された保護観察、生活環境の改善、犯罪予防活動等を要する。

保護観察

月に2〜3回程度、保護観察所から確認された保護観察、生活環境の改善、犯罪予防活動等を要する。

社会復帰

● 犯罪被害者の被害者となる社会復帰の促進や世帯の改善を要する。犯罪防止の役割を担う。犯罪防止の役割を担う。犯罪防止の役割を担う。

犯罪予防活動

これらの活動の多くは、地域に広がる様々な機関・団体と連携して行われており、保護観察所、犯罪防止委員会、ボランティアなどとの連携が重要である。

●犯罪をした人の権利擁護

何らかの理由で追い込まれ犯罪をした人を“悪人!”“社会の害虫!”と呼び、彼らの権利を無視して感情的に罰することを考える人が多い。私たち社会福祉士は、そのような風潮に同調するようでは困る。彼らは、矯正施設での刑期が終了しても10年間は役所の”犯罪者名簿”に登録され、知られ不利益を負う人でもある。元窃盗犯罪者は店に入ると監視の目で見られ、元性犯罪者は同性からは軽蔑され異性からは避けられ、元暴力犯罪者は怖がられ避けられて、社会情報が遮断されるなどのスティグマに囲まれて、生きづらさは逮捕前より深刻な状況となっている。

“刑務所(ムシヨ)より社会という場(シャバ)の方が地獄”と彼らはいう。生きづらさは、①非難される罪を背負って生きるつらさ、②家族親族に迷惑をかけたつらさ、③信用を失い地域から認められないつらさ、④従来の発達障害などによる生きづらさが重なり、言葉も発せないほど打ちのめされ、自己嫌悪となって保護観察対象者を苦しめる。苦しむ姿は保護観察官や保護司にはよく見え、周囲の人には見えにくい。社会復帰のために、信頼関係を構築し、言葉で表せない感情を読み取り、彼の気持ちを代弁し、諦めかけた自己に肯定感を持たせ、やり方を示して成功体験を積ませて自信とし、他人とのコミュニケーション力をSSTで育て、コミュニケーションを通じて協働できるようにし、集団の中に居場所を作る。“こんな専門性”が保護司には要求される。さらに、取り巻く環境との関係修復、生活費を得る就労(協力雇用主)との結びつけも保護司が保護観察官と協働で行う。困った時に相談できるシステム構築、居心地の良い家庭環境再生、地域社会での対等平等関係の獲得ができる、再犯が少なくなるからだ。保護観察官は専門性に基づいて対象者が社会復帰して生きていけるように流れを設計し、保護司と協働で環境施工をする。保護司は、それで十分でないところを見つけ“思いやり”を持って仕上げをしていくのである。だから、社会福祉士が持っている、①要支援者と家族だけでなく取り巻く地域ニーズまでを把握することができるアセスメント実践力、②民生児童委員や地域住民、行政、医療との連携と協働で磨いたマネジメント実践力、③地域を基盤とした実践で把握した環境特性、④県社会福祉士会研修で学び続け獲得した知識・技術が、重要となる。刑務所・少年院を退所退院した私たちの支援対象者は、“犯罪をしてしまった人”であり、“自らの行為で傷ついた人”でもあるから、ソーシャルワークの理論と価値という心の準備をして、寄り添った支援をすることが望まれる。



最近、地域住民の受け手が少なくなった“民生委員児童委員、保護司”を希望する社会福祉士が増え新任となり活躍し、将来の民生委員児童委員協議会や保護司会の中核を担う人材として育てているのを見て喜びつつ、まだ少ない社会福祉士保護司の先輩として“専門職保護司の流れと一緒に作らないか”と呼びかけた。県社会福祉士会のホームページに、保護司募集記載があるのでぜひ見てほしい。

〈2023(令和5)年度 理事会報告〉

※2023年度は集合会議とオンライン会議を併用して開催

■臨時理事会 2023年7月11日(火) 19:30~21:00 [オンライン会議]

議長: 隅河内会長 議事録署名: 出席全理事・監事 出席理事: 17名 監事: 本多洋実・事務局2名

審議事項〈議事全承認〉 議案1: 入退会審査(6月分)…入退会審査→6月入会39名、転入1名、転出1名、退会2名、6月末会員数3,159名、県内登録者数20,991名、組織率15.05%。キャンペーン(30歳以下入会金免除)対象者7名。議案2: ばあとなあ神奈川後見人等候補者推薦、法人後見状況…再登録者1名、抹消申請者1名、家裁名簿登載者563名、登録者全体で687名。推薦依頼は6月45件、34件が調整中。法人後見15件のうち1件個人後見移行。議案3: 規則改正案…ハラスメント基準5号承認 手引きについて継続検討。

協議事項〈全了承〉 ① 本会設立30周年記念誌発行について ② 10周年記念事業進捗状況について

報告事項〈全了承〉 ① 日本社会福祉士会総会(6月18日開催)会長出席 ② 代議員総会(6月25日開催) ③ ばあとなあ全体会 ④ 会計執行状況(6月) ⑤ 業務執行理事活動状況 ⑥ 推薦後援状況 ⑦ 事業部委員会2か月報告 ⑧ 受託事業報告(4月・5月分) ⑨ 支部活動報告(4月5月分) ⑩ 6月6日通常理事会議事録

■臨時理事会 2023年9月10日(日) 10:00~12:00 [ウィング横浜902研修室]

議長: 隅河内会長 議事録署名: 出席全理事・監事 出席理事: 11名 監事: 本多洋実・事務局2名

審議事項〈議事全承認〉 議案1: 入退会審査(7・8月分)…入退会審査→7月・8月入会24名、転入2名、転出2名、退会7名、8月末会員数3,176名、県内登録者数21,029名、組織率15.10%。キャンペーン(30歳以下入会金免除)対象者5名。議案2: ばあとなあ神奈川後見人等候補者推薦、法人後見状況…再登録者1名、抹消申請者7名、家裁名簿登載者559名、登録者全体で680名。推薦依頼は7月・8月68件の依頼、33件調整中。法人後見14件。議案3: 業務監督委員会委員委嘱…県民代表の委嘱を検討。議案4: 神奈川県弁護士会との刑事弁護における社会福祉士等の紹介に関する協定書・実施要領・覚書の締結 議案5: 各委嘱(支部幹事・各事業部委員会委員) 議案6: 規則類制定案・改正案及び廃止案…規則11号 就業規則改正案、規則12号 非常勤就業規則改正案、細則5号 地域生活定着支援センター非常勤職員のフレックスタイム制に関する細則廃止案、細則21号 会費の納付及び滞納に関する細則改正案、基準5号 ハラスメントの防止改正案・ハラスメント相談対応手引き制定案、基準5号手引き

協議事項〈全了承〉 ① 理事会下半期日程 ② 横浜市まちづくりセンター「かながわ安心・安全な住まいづくり相談連携研修協議会委員推薦」 ③ 10周年記念事業実行委員会 ④ 本会設立30周年記念誌編集委員会 ⑤ 本会広報用パネル(タペストリー)作成

報告事項〈全了承〉 ① 日本社会福祉士会臨時総会・会長会議(9月2日/3日開催) 会長出席 ② 10周年記念事業実施進捗状況 ③ 会計執行状況(7月・8月) ④ 業務執行理事活動状況(正副会長動向・前回以降9月8日迄) ⑤ 推薦後援状況 ⑥ 事業部委員会・支部・受託事業2か月報告(6月・7月分) ⑦ 前回臨時理事会議事録

■通常理事会 2023年10月10日(火) 19:30~21:00 [オンライン会議]

議長: 隅河内会長 議事録署名: 出席全理事・監事 出席理事: 11名 監事: 本多洋実・事務局2名

審議事項〈議事全承認〉 議案1: 入退会審査(9月分)…入退会審査→9月入会審査対象者7名。全承認。ほか転入3名、退会3名、9月末会員数3,176名、県内登録者数21,039名、組織率15.10%。入会審査対象者のうちキャンペーン(30歳以下入会金免除)対象者4名。議案2: ばあとなあ神奈川後見人等候補者推薦、法人後見状況…再登録者1名、抹消申請者1名、家裁名簿登載者559名、登録者全体680名。推薦依頼9月26件、20件調整中。法人後見14件。議案3: 検証委員会からの報告と提言…検討。議案4: 選挙管理委員会委員の委嘱 議案5: 規則改正・規則内記載条文修正…規則41号、11号、12号、基準5号。

協議事項〈全了承〉 ① 10周年記念事業 ② 30周年記念誌編集委員会 ③ 2024年度本会事業計画予算案作成予定検討 ④ 支部役員連絡会委員会事業部連絡会開催検討

報告事項〈全了承〉 ① 会計執行状況(9月) ② 業務執行理事活動状況 ③ 推薦後援状況 ④ 9月10日臨時理事会議事録 ⑤ ぼうさい国体に関する報告



公開講座 & 研修会

お申込み・お問合せは 電話：045-317-2045
FAX：045-317-2046 e-mail：web@kacsw.or.jp
公益社団法人神奈川県社会福祉士会 事務局 までお願いします。

月	日	開始時間	終了時間	研修名	概要	場所	主催	対象	費用
3	1	19:00	20:30	「ウヰシュマさん死亡事件と難民支援に奔走する弁護士に聞く」	駒井知絵弁護士から入管との闘い、弁護士会の活動、多職種連携のポイント、運動の進展、マスコミ活用等について学びます	西区福祉保健活動拠点(横浜駅近く)	多文化ソーシャルワーク委員会	会員及び興味関心ある会員	無料

開催を予定しております研修・公開講座等は、新型コロナウイルスの感染状況により、やむなく開催を中止、あるいは延期する場合がございます。ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。なお、最新の状況につきましては本会のホームページをご確認ください。



<http://www.kacsw.or.jp/publics/index/234/>

神奈川県社会福祉士会 研修 講座

検索

表紙写真大募集!!

あなたの写真で「かながわの風」の表紙を飾りませんか?

広報委員会では「かながわの風」の表紙を飾る写真を募集しています。

テーマ 神奈川の風景

カメラ デジタルカメラで、一眼レフやコンパクトカメラ、スマートフォンなど機種は問いません。

画素数 3024×4032ピクセル以上

送信先 koho@kacsw.or.jp

《ご注意》

- 写真のファイルサイズが大きい場合は、クラウドストレージなどをご利用ください。送信方法が不明な場合は、左記メールアドレスまでご相談ください。
- 人物を被写体にしないでください。人物が個人を特定できるサイズで写っている場合は、同意を得た場合でも採用しない場合があります。
- 採用する場合は、掲載写真前にメールにてご連絡を差し上げます。不採用の場合はご連絡を差し上げませんので、ご容赦ください。

BEST SHOTをお待ちしています!

編集委員も同時募集中!

本会会員の皆様の中で、広報制作に興味・関心がお有りの方は、事務局までお知らせください。是非、新しい「風」づくりに参加をお願い致します。なお、広報委員会は原則として奇数月の最終週の火曜日、19:00～21:00に開催しております。

(広報委員長:日向 明)

編集後記

老いるショック

「1970年代に2度発生した、原油の供給逼迫および原油価格の高騰に伴い、世界経済全体がきたした大きな混乱…」の話では無い。漫画家、イラストレーターとして活躍する「みうらじゅん」さんが提唱した言葉と記憶している。老いを陽気に捉え、「老いるショック」を発動し、日々の生活の中で、「老い」との向き合い方について明るく考える、そんな意味が込められているという。先輩諸氏の皆様からは「若造が!」とお叱りを頂くことは承知で申し上げたい。小生、齢45を迎え日々、足腰が悲鳴を上げたり、食品の賞味期限表示や新聞記事にピントを合わせる機会が増したり、針に糸が通せなくなる等々、20代の頃には想像だにしていなかった生活を迎えている。これらも受け入れていくべきものなのだろう…視力が良かっただけに、きっと本格的な「老眼」なるものの訪れも早まるであろうが、少し慰めになる言葉をお互いに教わった。

中国には「老眼」のことを「花眼(華眼)」という昔からの言い方があるのだそう。そのころは「花の美しさ、やさしさが分かる年齢に達した」ということのようなのである。小生は、視力が衰えた事ばかりが気になって、そのような心境には達することはできていないが、「今」を大切に、様々な変化を受け入れることにしようと思いを新たに…

私たちは、実は見ているようで、見えていない大切なものがたくさんあるのではないだろうか。花が美しく見える為には、心が澄んでいなければ、あったとしても見えない。「見る」と「見える」とは違うのだと…。「福祉」に携わる者に忘れてはならない大切な事なのかもしれない。「老い」もまた、素晴らしいことなのだろう…。

(広報委員長:日向 明)

発行：2023年11月 発行責任者：会長 隅河内 司 編集：公益社団法人神奈川県社会福祉士会広報委員会 印刷：株式会社ガリバー
問合せ先：公益社団法人神奈川県社会福祉士会 〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター4F

植物油インキ使用